

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月24日
【事業年度】	第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石村賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートセンター統括部長 鈴木祥治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートセンター統括部長 鈴木祥治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(5) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(5) その他

(訂正前)

①～③ <略>

④ 記載なし

(訂正後)

①～③ <略>

④ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。